

「届書作成・電子申請ソフトウェアの新規構築に係る設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守業務及び運用管理業務 一式」 調達仕様書(案)に係る意見招請に対する回答

令和8年5月  
 日本年金機構  
 システム企画部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
1	調達仕様書(案)	1	1.2 調達の背景	提案	<p>【該当箇所】                      本調達は、政府方針に則りガバメントクラウド上に構築するWebアプリケーションの設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守業務及び運用管理業務について請負う事業者(以下「受託者」という。)を調達するものである。</p> <p>【意見】                      「Webアプリケーション」の範囲(SPA/SSR、API分離、モバイル対応の方式等)を定義することを推奨します。要件定義書側に方針の記載はございますが、調達仕様書でも成果物・SLAに対する定義が必要と考えます。</p> <p>【意見等提出理由】                      「Webアプリケーション」とだけ書くと、受託者提案によって(1)方式(SPA/SSR等)、(2)構成(フロント・バック分離やAPI)、(3)モバイル対応(レスポンス/別UI)、(4)セッション・認証方式、(5)運用・監視・可用性の担保方法が大きく変わり、結果として必要成果物の粒度(設計書の章立て・範囲、テスト観点、運用設計)やSLA/SLOの測定対象(どこからどこまでが「応答時間3秒」か、停止判定はどの層か)について提案事業者間での解釈の不一致が生じることが懸念されます。</p>	<p>「Webアプリケーション」の範囲及び成果物・SLAは、要件定義書に記載した方針に従っていただくことを想定しています。                      なお、必要成果物の粒度に関しては、契約後に各種標準を作成する際に整理することとなります。</p>
2	調達仕様書(案)	3	1.5.2 契約に関する留意事項(1)	要望	<p>【該当箇所】                      1.5.2契約に関する留意事項                      (1) 本システムは、ガバメントクラウド(IaaS)の利用を前提とする。受託者は、機構から利用環境の情報提供を受けて、環境構築を行うこと。</p> <p>【意見】                      ガバメントクラウド(IaaS)に限定せず、本システムが求めるセキュリティ要件等を満たすSaaSでのサービス提供を含む記載への見直しをご検討いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】                      各社では、既の実運用で活用している標準化済みのクラウド基盤を用いたSaaSサービスを保有している場合があります。これら既存基盤を活用可能とすることで、環境構築に係る工数・期間の削減、運用手順や監視等の成熟度を活かした安定運用、将来的な拡張等が期待できます。結果として、提案の自由度が高まり、費用対効果の高い調達につながる可能性がございます。</p>	<p>アプリケーションについては、機構に著作権を帰属させることとしているため、今回の開発はIaaS前提としています。</p>
3	調達仕様書(案)	5	2.1 調達の単位、調達の方式、実施時期 表2.1-1 関連する調達の概要	要望	<p>【該当箇所】                      デジタル庁とのガバメントクラウド利用に関する契約</p> <p>【意見】                      本調達仕様書(案)「表2.1-1」にて、デジタル庁とのガバメントクラウド利用契約が「令和9年4月頃(仮)」とされている一方、設計・開発業務は契約締結日から開始する前提のため、開発環境/テスト環境の利用開始時期(払い出し時期)が明確でない点がリスクと認識しております。</p> <p>つきましては、以下を前提条件として仕様書(または閲覧資料)に明記いただくことをご検討いただけないでしょうか。                      ・受託者が利用可能となるガバメントクラウド環境(開発/テスト/稼働維持/本番)の払い出し時期の目安、及び払い出しに必要な手続と役割分担(機構/受託者/デジタル庁)                      ・払い出し遅延時の代替措置(暫定環境の可否、前倒し申請の可否、開発の進め方)                      ・遅延が生じた場合のスケジュール変更・費用増減に係る取扱い(変更管理の枠組み)</p> <p>まずは、現時点での想定(目安時間、手続き、責任分解)をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>ガバメントクラウドの利用について、契約及び利用開始は4月又は10月と決められており、利用開始の1か月から2か月前にシステム構成図の提出が必要となります。本件の契約締結は令和8年11月を予定していることから、最短での利用開始時期は、令和9年4月になると想定します。</p>
				質問	<p>【該当箇所】                      プロジェクト前提-開発方針・スケジュール・調達範囲 等-</p> <p>【意見】                      デジタル庁とのガバメントクラウド利用に関する契約について、契約時期が令和9年4月頃(仮)とありますが、本システム設計時にデジタル庁のレビューが必要になる想定です。余裕を持ってプロジェクトを進行するために、プロジェクト開始後、可能な限り速やかに契約手続きを実施頂くことは可能でしょうか。</p>	

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
4	調達仕様書(案)	9	4.1.1 設計・開発に係る作業の内容(3)⑨	質問	<p>【意見】 全画面プロトタイプは品質向上に有効ですが、合意形成に時間を要すると、基本設計～製造工程に影響する懸念があります。つきましては、プロトタイプの目的はUI/UXの方針確認に置き、「主要な画面遷移」「主要な入力項目」「主要なメッセージ」を確認するためのもの、という位置付けでよいでしょうか。</p> <p>【意見等提出理由】 全画面・全項目の細部(全チェック項目の挙動等)までをレビュー・確認対象とするものではない、としたい。また、期待値を明確にしたいため。</p>	<p>ご認識のとおりです。 本開発において、プロトタイプを作成する目的等は、以下を想定しています。 ・基本設計工程にて、ユーザインタフェースを検証・確認(業務部門レビュー)する。早いタイミングにて、主要部分の画面遷移・入力項目・メッセージを確認。 ・対象範囲は全画面とするが、全チェック項目の挙動などの細部まででは不要。 ・納品タイミングは、レビュー指摘対応した修正版のプロトタイプを、詳細設計の成果物として納品。</p>
		23	4.2.1 成果物 表4.2.1-1 納品成果物一覧 項番9	質問	<p>【意見】 ■プロトタイプの作成時期と利用目的について調達仕様書「表4.2.1-1 納品成果物一覧」において、プロトタイプは詳細設計の成果物となっており、納品期日も詳細設計工程完了時となっています。一方で、UI確認の目的上、基本設計レビューの段階(または詳細設計の早期)でプロトタイプを提示し、業務部門レビューを進める運用が必要になる可能性があります。プロトタイプの提示・レビューの想定時期(マイルストーン)について、貴機構としての期待値をご教示ください</p> <p>【意見等提出理由】 プロトタイプの利用目的を確認することで開発スケジュールを検討するため。</p>	
5	調達仕様書(案)	10	4.1.1 設計・開発に係る作業の内容(5)	質問	<p>【該当箇所】 (5) 受入テスト支援</p> <p>【意見】 受入テスト支援の対象となる外部システム一覧に、厚年基金・健保組合・労務管理ソフト等が含まれていますが、関係組織/労務管理ソフトベンダとの調整窓口は機構側でご担当いただく、という理解で相違ないでしょうか。あわせて、接続試験環境の準備やテストデータの提供についても、機構側で手配・調整いただく想定でよいか確認させていただきます。</p> <p>【意見等提出理由】 受入テスト支援であるため、受入テストの主体は機構側という理解であり、関係組織との調整においても機構側で実施される理解で良いか明確にしたいため。場合によっては、見積に影響があります。</p>	<p>ご認識のとおりです。 ただし、受託者に対して、関係機関との調整に必要な情報をご提示いただく必要があります。</p>
6	調達仕様書(案)	13	4.1.2 運用に係る作業の内容(2) 定常時対応	質問	<p>【該当箇所】 本システムの定期点検状況</p> <p>【意見】 本システムにおける定期点検とはどのような作業を想定されておりますでしょうか。</p> <p>【意見等提出理由】 運用作業の範囲を明確にしたいため。</p>	<p>運用管理における定期点検事項は、 ・ユーザの登録・削除 ・アカウント更新状況 ・バックアップ実施状況 などの作業における定期点検状況報告を想定しています。 なお、この内容については、仕様書に追記します。</p>
7	調達仕様書(案)	38	5.3.1 要員構成・必要な技能 表 5.3.1-1 要員構成	質問	<p>【該当箇所】 ・「ITスキル標準 V3 2011」(2018年8月27日更新 IPA(独立行政法人 情報処理推進機構))における「プロジェクトマネジメント」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度がともにレベル 4 以上に相当する知識・経験を有する者</p> <p>【意見】 「ITスキル標準 V3 2011」における「プロジェクトマネジメント」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度がともにレベル 4 以上相当する知識・経験を有する者」についてはどのように判断されるのでしょうか。</p>	<p>要員の詳細な経歴と保有資格にて、判断する予定です。 合わせて、記載している保有資格に関して、一部見直します。</p>

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
8	調達仕様書(案)	41	5.4 作業場所(3)	質問	<p>【該当箇所】 5.4 作業場所 運用保守の場合、機構が緊急招集した場合は機構が指定する場所に2時間以内に参集できること。</p> <p>【意見】 本要件について、運用保守において遠隔での対応ではなく、参集を要件として求める意図・背景をご教示いただきたい。また、運用保守に係る対応形態として、リモート会議等の活用などを加味した運用を許容することにより、参集に係る要件を緩和することをご検討いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 働き方の多様化等により、要員の勤務地・居住地が分散している場合がある。このため、「2時間以内に指定場所へ参集可能」であることを要件として求める場合、要員確保・配置が地理的に限定され、必要なスキル・経験を有する人材の確保が困難となるおそれがある。結果として、運用保守体制の構築・維持に影響し、品質確保の観点でリスクが生じる可能性があることから、参集要件を設ける意図・背景の明確化及び、リモート会議等を活用した要件緩和をご検討いただきたい。</p>	緊急招集は障害発生時と想定しており、遠隔ではなく機構本部(高井戸)に常勤する機構職員と協力して対応に当たることを想定しています。また、対応形態に関しては、リモート会議等の活用を許容する可能性を加味して、検討します。密なコミュニケーションを必要とする想定であることから原則参集としていますが、必ずしも全メンバーが参集する必要はありませんので、効率的となるような工夫も含め必要な体制をご検討ください。
			質問	<p>【意見】 2時間以内参集の要件にある機構が「指定する場所」というのは年金機構本部(高井戸)という認識でよろしいでしょうか。また、夜間・休日においても同条件(2時間以内)という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【意見等提出理由】 2時間以内に参集が必要な場所および夜間・休日でも同条件であるか明確にしたいため。</p>		
9	調達仕様書(案)	43	6.1 機密保持、資料の取扱い(2)①	要望	<p>【該当箇所】 (2)①複製はしないこと。</p> <p>【意見】 貴機構からの提供情報・資料を複製せずに、業務遂行することは困難であるため、緩和条件を追記いただきたい。例：機構が承認した場合は複製を許可する。</p> <p>【意見等提出理由】 工期に影響を及ぼすため。</p>	ご指摘を踏まえ、仕様書を修正いたします。
10	調達仕様書(案)	44	6.2.1 法令等の遵守(2)	要望	<p>【該当箇所】 本業務の実施において、現行システム(届書作成プログラム)の操作説明書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について機構の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、参照すること。作業場所は、機構内とすること。</p> <p>【意見】 現行システムの提供ベンダについて、本業務における役割分担および協力範囲(仕様確認および問い合わせ窓口、テスト協力範囲)を記載いただくことをご検討ください。また、現行システムで作成されたファイルの取込み試験等を実施するため、テスト用のサンプルデータの提供可否を記載いただくことをご検討いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 現行業務を踏襲する箇所が想定され、現行システムの仕様・運用に関する問い合わせが一定数発生する可能性があり、現行ベンダの協力が必要になることが考えられます。また、現行システムで作成されたファイルの取込み機能については、実データ相当のサンプルを用いたテストが品質確保の観点で重要であり、事前に提供物と提供手続きを明確化いただくことで、試験計画の具体化と円滑な遂行が可能となります。</p>	今回のシステムは、現行システムの仕様や運用を確認することを想定していないため、現行システムの事業者への問合せは不要となります。また、今回のシステムは、現行のチェック仕様等を取込済であり、現行システムとは本格的に異なることから、問合せは発生しないと想定しています。
11	調達仕様書(案)	53	7.1 知的財産権の帰属(1)～(5)	質問	<p>【意見】 SaaSパッケージを活用したパッケージ開発を想定されている場合、一部機能を「ライセンス」として扱い(＝著作権の譲渡は実施せず)、納品対象成果物に著作権が発生する部分は最小限にとどめる形でご一考いただくことは可能でしょうか。</p> <p>既存SaaSパッケージを活用したパッケージ開発を想定されている場合、機構様にてベンダロックインを抑制するため、代替可能性を考慮されていると推察します。しかしパッケージ本体の著作権を機構様に帰属させることは困難です。SaaSパッケージのメリットとして、コスト面でスクラッチ開発より優位性がございますので、ご一考いただけますと幸いです。</p>	パッケージ製品については、要件定義書の製品利用に関する記載のとおり、他事業者でも利用可能なものであれば認められます。
12	調達仕様書(案)	55	8.1.2 受託実績	質問	<p>【意見】 過去5年間、現在まで継続して行政機関(府省庁、都道府県若しくは政令指定都市)、民間企業等のクラウドサービスを利用したシステムの設計・開発及び運用保守業務を行った実績があること。具体的な実績について「別紙11 応札者実績」に記入すること。</p> <p>実績に不足がある場合、応札はできないのでしょうか。</p>	実績が確認できない場合は、応札できないこととなります。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
13	調達仕様書(案)	57	9.1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件(1)	要望	<p>【該当箇所】 (1)受託者は、本業務の全部又は本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。また、本事業の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満とすること。</p> <p>【意見】 各役割における要求資格が増えている中、自社内で50%以上確保することは困難であるため、当該記載を削除いただくか、記載内容を改めていただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 チーム体制の確立が困難になる可能性があるため。</p>	原則2分の1未満としていますが、最終的には契約締結後に提出いただく再委託申請において、確認・判断することとなります。
14	別紙2_全体スケジュール(案)	—	全般	質問	<p>【意見】 令和8年度11月契約、令和10年3月にリリースを控えるスケジュールとなっておりますが、後続開発の予定は未定の認識で合いますでしょうか。</p> <p>RFCでは対象届書が9届と、RFI時の仕様書の記載(27届書)から変更が入っております。RFI時に後続開発として想定していた届書は、令和12年3月以降での対応を見込んでおられますでしょうか、もしくは本調達にて全て対応完了とする見込みでしょうか。</p>	ご記載のとおり、後続開発の予定は未定であり、本調達の対象届書は9届のみとなります。
15	別紙2_全体スケジュール(案)	—	全般	質問	<p>【意見】 令和10年3月 設計・開発リリースに向け、約17ヶ月間の開発期間が設定されております。 (項番3の質問にも関連しますが)対象開発範囲を優先度高の項目に絞る、もしくは開発工期の延長をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>知的財産権の帰属に関連して、既存SaaS/パッケージの利用ができない場合、スクラッチ開発となります。スクラッチ開発の場合、既存の届書作成プログラム相当の開発が届書作成と申請機能で必要となる想定ですが、現行届書作成プログラムの規模を元にした開発期間は30ヶ月となります。 (JUAS標準開発期間の算出)</p> <p>上記の既存届書作成プログラム相当の機能は、要件定義書 3.1機能に関わる事項 の下記項番の機能にあたります。          項番5届書作成          項番6届書の電子申請 マイナポータル          項番7申請状況照会 マイナポータル          項番13共通 ①の入力補助機能          機能要件の項番数の1/3程度であり、全ての機能要件を開発するには開発期間はさらに必要となる可能性があります。</p>	本案件の開発内容(開発範囲)は、必要最低限に絞ったものとしています。また、機構の事業運営上、令和10年3月稼働は必達となっております。これを踏まえて、17か月間の開発工期で、対応可能な開発体制、効率のよい開発手法等のご提案をお願いします。
16	別紙3_業務委託員等の氏名(変更)について	—	全般	要望	<p>【意見】 「情報取扱者名簿」、「業務従事者名簿」に関してそれぞれ、「氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等」、「氏名、所属部署、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等」を記載すること示されておりますが、ご提示にあたっては本人の許可が必要となるものが含まれており、収集不可となることも考えられます。</p> <p>個人情報取り扱いの観点からご提示する内容については限定させていただくとともに、一部本プロジェクトの主要メンバー(リーダー等)の情報に限定させていただきますでしょうか。ご参考に他案件でご提示している名簿を添付いたしますので同様の様式、記載粒度でのご提示とさせていただきますようお願いいたします。</p>	「情報取扱者名簿」及び「業務従事者名簿」に関する記載項目に関しては、仕様書に記載のとおりですが、具体的な提出方法は、契約締結後にご相談ください。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
17	別添1別紙1_業務フロー	8	業務フロー	質問	<p>【該当箇所】 CD・DVDに届書を作成する／一部の健康保険組合は電子申請が利用できないため、CD・DVD又は紙で届書を提出する。</p> <p>【意見】 光学メディア (CD・DVD) への届書出力機能は今回のシステムで必要か。不要な場合、代替手段の提案は必要か。</p> <p>【意見等提出理由】 ブラウザベースのWebアプリケーションからOSの光学メディア書き込み機能呼び出すことは技術的に困難。必須要件であれば設計全体に影響するため早期確認が必要。</p>	<p>不要となります。ただし、DVD等の電子媒体へ書き込むためのファイルは本システムで作成することとしますので、その旨を仕様書に明記します。 作成したファイルは、利用者が自身の端末で書き込むこととします。</p>
	別添1別紙1_業務フロー 別添1別紙2_機能一覧	8 5	業務フロー 項番47	質問	<p>機能要件 【該当箇所】 【CD・DVD用ファイル作成へ】押下の場合 → CD・DVDに届書を作成する ・必要に応じてラベル印刷も可能とする。 ・媒体書き込み時に暗号化を行う。 ・媒体書き込み後、総括票を作成する。(印刷も可)</p> <p>【意見】 Webアプリのため、CD/DVDへの書き込みはできない想定です。PCでは書き込み用のネイティブアプリを別途開発すれば可能となりますが、スマートフォンでは不可能となります。 画面レイアウトP19では、作成先フォルダの但し書きに「CD/DVDドライブ指定不可」とあるので、CD/DVDへの書き込みは行わない想定でしょうか。</p>	
	別添1別紙1_業務フロー 別添1別紙2_機能一覧 別添1別紙3_画面一覧	8 5	業務フロー 項番47 P5 項番34 P2	質問	<p>【意見】 ■CD/DVDへの書き込み機能について機能一覧(項番47)ではCD/DVDへの書き込み機能が記載されています。こちらの記載ではCD/DVDへの書き込みまで含めた機能と推察されます。一方、画面一覧(項番34)では下記の記載があります。 「※実際には作成先フォルダに暗号化ファイルを作成するのみであり、媒体書き込みは別途実施する。」 両者にギャップがあるように見えますのでこの機能において期待されている想定をご教示下さい。</p> <p>【意見等提出理由】 CD/DVDの直接書き込みはWebシステムやモバイル端末だと実現困難であることから見積に大きく影響するため。</p>	
18	別添1別紙1_業務フロー	—	業務フロー・システム全体設計(設計前提確認)	質問	<p>【意見】 申請処理は即時完了(同期)前提か、受付ベース(非同期処理・受付完了後にバックグラウンドでe-Govへ送信)で問題ないか。</p> <p>【意見等提出理由】 月間最大4,400万件というスケールでは非同期設計(受付と送信の分離)が前提となる。ユーザーへの応答を「申請完了」とするか「受付完了」とするかで、UX設計・通知設計・エラーハンドリング全体が変わるため最優先で確認が必要。</p>	<p>申請処理は、申請内容確認画面の申請ボタン押下時に「当システムからの送信」を行い、「受信システム(e-Gov又はマイナポータル)からの受信確認応答を、当システムが受信」し、申請完了画面に表示するまでが範囲となります。</p>
19	別添1別紙10_ファイル一覧	—	全般	質問	<p>【意見】 ファイル一覧に記載の「～.DAT」や「～.INI」といった設定ファイルについては、要件定義書に記載されている意図を確認したい。</p> <p>【意見等提出理由】 旧来のクライアントソフト特有のファイル内容を、新システムとして保持すべき情報として明示されているのかの確認。</p>	<p>ファイル一覧は、参考として現行形式のファイルを記載しています。 本件におけるファイルの保持内容、保持形式及び保持方式(一般ファイル/データベース)等は、設計工程で決定するよう仕様書に明記します。</p>
				質問	<p>設計・開発 【意見】 ファイル一覧の目的についてご教示いただけますでしょうか。当ファイル一覧は現行システムのものではなく次期システムに必要なファイルの一覧と理解しておりますが、ファイル一覧に記載のファイルは本システム上で保持する想定となりますでしょうか。</p> <p>また、本システムでの用途の理解のため、いくつか具体例として、以下についてご教示いただけますと幸いです。 項番1 起動メニュー環境定義ファイル 等： 届書作成プログラムと記載がありますがこちらは現行システムのことでないでしょうか。 項番29 暗号化定義情報ファイル： デバックモードの有効・無効について、ファイルではなくAWS Systems Manager Parameter Store等に保持することもよろしいでしょうか。 項番41 郵便番号データファイル： 郵便番号はファイルではなくデータベースにマスタとして保持でもよろしいでしょうか。</p>	

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
20	別添1_別紙10_ファイル一覧	—	全般	質問	<p>【該当箇所】 資料全般(現行クライアントソフトウェアが使用する各種ファイル形式)</p> <p>【意見】 クラウド上で動作するWebアプリケーションとして構築する場合、現行クライアントソフトが使用するファイル形式(設定ファイル・届書ファイル等)との互換性を持たせる必要はあるか。</p> <p>【意見等提出理由】 現行システムはPCクライアントアプリであり、独自形式のファイル(.jks等)を多数使用している。Web化にあたり互換性が不要であれば完全新規設計で進められるが、互換性が必要な場合は移行設計が必要となり工数・スコープに大きく影響する。設計方針の前提として早期確認が必要。</p>	要件定義書「3.7(2)現行システム(届書作成プログラム)からのデータ移行」のとおり、被保険者データについて互換性を持たせる必要があります。
21	別添1_別紙11_外部インタフェース一覧	—	全般	質問	<p>機能要件 画面レイアウトのお知らせ照会で「電子署名検証済」の表示がございますが、電子署名検証を行う処理は、外部インタフェース一覧のどのAPIとなりますでしょうか。</p> <p>e-Govにおける以下機能(公文書署名検証)に該当するものと思われませんが、公文書ダウンロードのAPIとは別にAPIが必要となる認識です。 <a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/signature-verification">https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/signature-verification</a></p>	以下のAPIを想定しています。 e-Gov : 署名検証要求API マイナポータル : 公文書取得API
22	別添1_別紙16_業務処理量	2	全般	質問	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【該当箇所】 「同時アクセス数は、1日あたりの最大申請者数10万人を9:00~18:00(休憩1h想定で8h=480分)に利用される前提とし、1分あたり208と算出。さらに時間的集中を5倍と見込み、1,000と試算。」</p> <p>【意見】 「同時アクセス数」に関する記載について、満たすべき応答時間(95%のリクエストについて応答3秒)との関係を確認させてください。 ・通常運用時、1分あたり1000件の同時アクセスがあった場合、常時応答時間3秒以内とする必要がある認識で合っていますでしょうか。 ・外部システムの障害時等において紙申請のための帳票出力が集中する場合、別添1_別紙18_サービスレベル一覧 1-7の下記の記載に該当する認識で合っていますでしょうか。 「ただし、ファイルやデータサイズに依存する処理、高負荷となる処理及び処理件数の変動幅が大きな処理等、応答時間の要件を満たすことが困難な場合については、機構と協議の上、個別に定めるものとする。」 このケースに該当する場合は「1分あたり最大1000件の同時アクセス数」について、サービスレベルは個別に協議する対象となりますでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
23	別添1_別紙18_サービスレベル一覧	1	項番2-2	質問	<p>運用</p> <p>【意見】 アプリケーションプログラム障害対応作業に関する納期遵守率について、納期は都度協議のうえ決定する想定で合っていますでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
24	別添1_別紙18_サービスレベル一覧	1	項番3-2	質問	<p>運用</p> <p>【意見】 「回答までのリードタイム月平均150分以内/回」として定義されておりますが、機構で想定している「回答」というのは「問題解決に至る回答」あるいは「受託者側ヘルプデスクの一次回答」のどちらになりますでしょうか？</p>	内容に「受付開始から第1回目の回答までの時間」と記載しているとおり、一次回答を指します。
25	別添1_別紙2_機能一覧	—	全般	質問	<p>機能要件</p> <p>【意見】 本システムに含まれない現行機能の一例として、以下が存在する認識ですが、不要となりますでしょうか。 ・被保険者データCSV取込にて、取込元と取込先の項目マッピングを指定する機能 ・届書入力で変更された被保険者の情報で、被保険者情報を上書きする機能(算定基礎で確認) 仮に必要な場合ですが、上記はあくまで一例となりますので、他にも必要となる現行機能がないかご確認を頂けると幸いです。</p>	ご指摘の機能は、必要と想定しており、仕様書(要件定義書)に反映させます。 なお、これ以外の現行機能で新システムでも有用な機能は、提案時にご提案ください。 ・被保険者データCSV取込にて、取込元と取込先の項目マッピングを指定する機能 ・届書入力で変更された被保険者の情報で、被保険者情報を上書きする機能
26	別添1_別紙4_画面遷移図	2	全般	質問	<p>設計・開発</p> <p>【意見】 「G0901 機構操作メニュー」への遷移について、遷移元が確認することができませんでした。どの画面から本メニューに遷移ができるか、確認させていただけますでしょうか。</p>	「G0901 機構操作メニュー」に関しては、「G0101 TOPメニュー」と同様に、ブラウザからURL指定にて開かれる画面となりますので、遷移元はありません。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
27	別添1_別紙5_画面 レイアウト	18	全般	質問	機能要件 【意見】 申請内容確認は、1つの届書に対して添付資料は1件のみ可能なように見えますが、複数種類の添付は必要ございませんでしょうか。 現行の届書作成プログラムでは申請時の書類添付は複数種類が可能な認識で、実際に複数種類の添付があり得るのかと考えております。 例えば、提出を委任する場合、委任状+届書に必要な書類といったケースは発生しうるのかと存じます。	ご認識のとおり、一つの届書に対して、複数種類の添付は必要です。 画面レイアウトは、あくまでもイメージですが、複数の添付資料とわかるように修正します。
28	別添1_別紙5_画面 レイアウト	18	全般	質問	設計・開発 【意見】 申請内容確認での書類添付について、申請先機関ごとに添付となっておりますが、同じ書類を年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金に添付する操作が必要になり手間が掛かると思われませんが、いかがでしょうか。	書類添付について、申請先機関ごとに異なる場合を想定した画面となっております。
29	別添1_別紙5_画面 レイアウト	24	全般	質問	機能要件 【意見】 「お知らせをファイルに保存」ボタンがありますが、帳票出力の機能となりますでしょうか。 帳票出力である場合、帳票一覧への追加、および帳票レイアウトのご提示をお願いしますでしょうか。	「お知らせをファイルに保存」は、帳票出力の機能ではなく、画面に表示している「お知らせメッセージ」をPDF形式で保管する機能です。保管ファイルは「別添1_別紙10_ファイル一覧」の「項番23.メッセージ保存ファイル」を参照してください。
30	別添1_別紙5_画面 レイアウト	—	全般	質問	機能要件 【意見】 画面一覧や機能一覧に記載がなく、画面レイアウトに記載のある機能について見積に含める認識でよろしいでしょうか。各社が画面レイアウトに記載の機能を見積範囲として認識するように、画面一覧や機能一覧への追記、もしくは見積範囲と含めるように記載、などをご検討いただけませんか。  画面レイアウトに記載の機能は、例えば、一例として以下の機能となります。 ・届書印刷時に印刷種別、印刷対象届書、印刷順を指定可能 P.20 ・申請状況一覧のアップロード P.22 ・お知らせ照会の「電子署名検証済」を表示する P.24 ・統計レポート関連の項目「表示対象」P.27 ・お知らせのメンテナンス関連の項目「整理番号、表示期間、表示対象者」P.28 など	ご認識のとおりです。機能一覧、画面一覧、画面レイアウトと段階的に詳細化していますが全て見積範囲内となります。
31	別添1_別紙5_画面 レイアウト 別添1_別紙4_画面 遷移図	3	G0201 P3	質問	【意見】 G0201の画面レイアウト上では「戻る」ボタンがあるが、画面遷移図上では「戻る」について表現がされていません。これは、どちらかの資料が正しいのでしょうか。また、もし、その他に、画面レイアウトや画面遷移図等において、修正点や変更点があるのであれば、ご教示ください。  【意見等提出理由】 工期や見積に影響を及ぼす可能性があるため。	「戻る」ボタンについての注記は、画面遷移図の冒頭に記載しています。 また、注記に以下を追記します。 ・具体的な【戻る】ボタンの有無は、画面レイアウトを参照ください。
32	別添1_別紙6_帳票 一覧	1	全般	要望	非機能要件:システムアーキテクチャ 【意見】 帳票サーバの適切なスペックを推定するため、以下について想定をご教示いただけますでしょうか。 ・通常運用時におけるピーク1時間あたりの帳票出力枚数 ・外部システム障害等で本システムにより紙申請用の帳票(項番33-41)の出力が必要な場合のピーク1時間あたりの帳票出力枚数  ピーク時は2029年7月ピーク日の1時間を想定しています。帳票サーバのスペックを適正なものとし、十分なパフォーマンスを確保するため、登録被保険者一覧や届出内容一覧など、届書以外の帳票も加味してご教示いただけますと幸いです。	規模定義の情報は、「別添1_別紙16_業務処理量」を参照ください。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
33	別添1_要件定義書	5	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番1①	質問	<p>【該当箇所】 GビジネスID、e-Govアカウント、Microsoftアカウントでユーザ認証を行った場合、e-Govに接続し、e-GovのAPI認証を利用して認証する。</p> <p>【意見】 GビジネスID、e-Govアカウント、Microsoftアカウントによるユーザ認証はe-Govのユーザ認証機能(API認証)を利用して実現し、本システム内で新たに独自のユーザ認証機能を構築することは必須ではない、との理解で相違ないかご確認ください。 また、上記理解が正しい場合は、その旨を仕様書に補記いただくことをご検討ください。併せて、e-Gov認証機能の利用に制約条件がある場合は、当該制約を明記いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 既存の認証機能を利用可能であれば、開発・運用コストの抑制および実装範囲の縮小が期待できます。一方で、利用不可または制約がある場合は、代替方式の検討や追加実装が必要となり、見積・工期・試験範囲に影響します。事前に前提条件を明確化いただくことで、事業者間の見積条件の統一、手戻り防止、適正なコスト算定につながります。</p>	ご認識のとおり、ユーザ認証機能(API認証)を利用して実現することとなります。要件定義書「3.8外部インタフェースに関する事項」に記載していますので、ご参照ください。
34	別添1_要件定義書	5	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番2①	質問	<p>機能要件 【意見】 「①ユーザ認証を行ったアカウント情報を申請者・事業所情報として保持する。」とありますが、申請者・事業所情報は本システム操作中の一時的な保持は認められるが、本システム上(クラウド上)での常時保持は認められないという理解で合っていますでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
35	別添1_要件定義書	5	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番1①	質問	<p>機能要件 【意見】 ユーザ認証の際、GビジネスID等から取得したトークン(IDトークン、アクセストークン、リフレッシュトークン)をユーザーログイン中は本システム(クラウド上)に一時的に保持することは許容されますでしょうか。ユーザビリティ向上の観点から、電子申請の際等に都度認証が発生することを回避するためです。尚、トークンを保持する際は暗号化等のセキュリティ対策を行う前提となります。</p>	必要なセキュリティ対策を行う前提で、一時的に保持することは問題ありません。
36	別添1_要件定義書	6	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番4①	要望	<p>【該当箇所】 e-Gov電子申請APIを利用し、電子送付サービスで提供されている電子ポストで受け取った被保険者データ等の各種情報・通知書を本システムに自動的に取り込み、各種情報照会画面を表示する。</p> <p>【意見】 被保険者データ等の取込みについて、「電子ポストを確認(取得)しに行く頻度/タイミング」(例:定期ポーリング間隔、運用時間帯、即時性要件・遅延許容、再取得条件等)の要件が読み取れないため、可能な範囲で仕様書へ明記いただくことをご検討いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 取得頻度やタイミングの要件により、実装方式(スケジューリング、キューイング、リトライ制御等)、性能設計、運用設計が変わり、見積(開発工数・インフラ費・運用工数)に影響します。要件を明確化いただくことで、事業者間の見積前提の差異を抑制し、適正なコスト算定および円滑な設計・試験の実施につながります。</p>	電子ポストからの取込は、ログインと同時に実施し、申請者操作メニューの「情報の取込・閲覧」ボタン、「閲覧」ボタン押下時にも取得する想定です。(詳細は、仕様書に記載するでご確認ください。)なお、確認の頻度等については、利便性を踏まえた適切な要件をご提案ください。
37	別添1_要件定義書	7	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番5⑥	質問	<p>【該当箇所】 作成した届書データを所定の様式(「別紙9 届書レイアウト」参照。)に則った届書様式でPDFファイルを生成し、印刷用の届書データを保存可能とする。</p> <p>【意見】 届書PDF生成において、ミリ単位のレイアウト精度は求められるか。許容誤差の基準はあるか。</p> <p>【意見等提出理由】 届書レイアウト(別紙9参照)に則ったPDF生成が必要。精度要件の定義により技術選定・製品適用の可否が変わるため、早期確認が必要。</p>	届書PDF生成において、ミリ単位のレイアウト精度を求めることはありません。見切れがないよう対応いたします。なお、日本年金機構ホームページにも様式(Excel)を掲載していますので参照いたします。
38	別添1_要件定義書	7	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番5⑤	質問	<p>機能要件 【該当箇所】 「市販の労務管理ソフト等で作成した届書データを電子申請する場合は、申請者端末に保存された届書データを取り込み、取り込んだ届書について作成および修正(編集)を行ったうえで申請する」とあります。</p> <p>【意見】 上記の記載は、労務管理ソフト等から出力される届書データ(SHFD、KPF、KNFD形式)を、本システムで取り込んで編集する機能要件の認識ですが、あっておりますでしょうか。 現行では、上記の届書データ(SHFD、KPF、KFF形式)は編集はできず、電子申請するのみの認識ですが、本システムでは編集可能にする要件であると想定しています。</p>	ご認識のとおりです。 なお、届書データの仕様については、仕様書に記載している以下参考資料をご参照ください。 参考資料 9 届書作成仕様書(市販ソフトを利用した届書作成)

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
39	別添1_要件定義書	7	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番5②	質問	機能要件 【該当箇所】 入力を簡素化させるため、電子ポストで受け取った被保険者データや申請者の端末に保存した届書データ等の既保有情報を自動入力する。ただし、特定項目に関しては、被保険者データで上書きしないように考慮すること。 【意見】 特定項目とはどのような項目が該当しますでしょうか。また、こういったユースケースで上書きしない事象が発生するかをご教示頂けますでしょうか。	既保有情報を自動入力する項目は、「別紙12 届書入力項目 & TA 導出項目」をご参照ください。特定項目に関しては、例えば健保組合事業所が利用する際の健保の標準報酬月額が該当します。詳細は設計工程にて機構から提示する予定です。
40	別添1_要件定義書	7	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番5⑤	質問	機能要件 【該当箇所】 また、端末に保存した届書データの取り込みについては、複数ファイルを取り込めるようにすること。 【意見】 届書作成プログラムを操作した限り、上記は現行には存在しない機能と存じます。どのようなユースケースを想定した機能となりますでしょうか。 編集が終わって保存するときには複数ファイルの内、いずれか一つのファイル、もしくは別名ファイルでの保存となる認識です。ファイルが複数発生していくこととなり、ファイル管理が煩雑になる可能性は懸念されます。	ご認識のとおり、現行には複数ファイルを取り込む機能はありませんでした。「端末に保存した届書データ」とは、市販の労務管理ソフト等で作成した届書データファイルを複数取り込むことを想定した記載です。
41	別添1_要件定義書	8	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番6③	質問	【該当箇所】 6 届書の電子申請 ③ 【意見】 重複申請防止のシステムチェックにおいて、弾くべき「重複」の業務的定義を明確にし、非同期処理によるチェック方式の導入可否を確認したい。 【意見等提出理由】 システムで弾くべき重複が「明細行の重複」なのか「過去申請との重複」なのか「誤操作による二重送信」を指すのか、明示いただきたい。	重複申請防止のシステムチェックは、業務的観点及びタイミング次第で以下3点ほどあり、以下の想定です。 1. 被保険者データのマージ時における重複防止 ・電子ポストから受信した被保険者データと端末に格納している被保険者データを突き合わせてマージする際の重複防止 2. 画面入力時における重複防止 ・明細行の重複防止 ・既保有情報との重複防止 3. 申請時における重複防止 ・過去申請との重複防止 ・誤操作による二重送信防止 本記載は届書電子申請時における重複チェックを意図していることから、「3. 申請時における重複防止」を想定し、説明文言を仕様書に追記します。
42	別添1_要件定義書	8	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番8③	質問	機能要件 【該当箇所】 ③ 各都道府県の保険料率を保持するとともに、料率の変更が生じた際はテーブル変更を可能とする。 【意見】 上記の「テーブル変更」とは、運用管理業務担当者がデータベースのテーブルをSQLで直接更新するという理解で合っておりますでしょうか。また、どれくらいの頻度での更新をお考えでしょうか。低頻度のため、管理画面での変更機能は設けず、直接の更新となったものと想定しますが、確認させて頂けますと幸いです。	テーブルの設計は、DB保有かファイル保有か、基本設計時に性能設計を行ったうえで確定する予定です。その設計結果に従い更新手順を決める想定です。なお、基本的に年1回の更新頻度の想定ですが、2回以上あることを見越した設計が必要となる想定です。
43	別添1_要件定義書	9	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番11	質問	機能要件 【該当箇所】 モック画面（パソコン用とスマートフォン用の二通り）を作成する。 【意見】 モック画面はタブレット用も必要でしょうか。タブレット利用者からの問い合わせに対応するために必要となる認識です。	「タブレットを含むパソコン」と記載しているとおり、タブレット用はパソコン用に含まれますので、タブレット専用のモック画面は不要となります。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
44	別添1_要件定義書	10	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番13③	要望	<p>【該当箇所】 被保険者データ等を申請者の端末に保存又はファイル取込みをする際、都度フォルダの選択をする手間を省くこと、及び誤ったデータをファイル取込みすることを防ぐため、ダイアログで初期表示されるフォルダパスを申請者が指定した特定のフォルダパスとする。</p> <p>【意見】 当該機能は、エンドユーザーの環境によっては、この機能が利用できないため、入札時には本前提を許容いただきたい。</p> <p>&lt;対象機能&gt; 被保険者データ等を申請者の端末に保存又はファイル取込みをする際、都度フォルダの選択をする手間を省くこと、及び誤ったデータをファイル取込みすることを防ぐため、ダイアログで初期表示されるフォルダパスを申請者が指定した特定のフォルダパスとする。</p> <p>【意見等提出理由】 要件を満たすことができないため。</p>	この仕様を取り込める環境下でのみ対応してください。スマホなどで対応不可であることは承知しておりますので、この仕様は対応可能な範囲で実施する想定です。
			質問	<p>機能要件 【該当箇所】 ダイアログで初期表示されるフォルダパスを申請者が指定した特定のフォルダパスとする。</p> <p>【意見】 Webアプリではブラウザのセキュリティ制約で、Chrome/Edge以外のブラウザ、およびスマートフォンでは対応ができない認識です。PCでのChrome/Edgeのみの限定的な対応とさせて頂くことは可能でしょうか。</p>		
45	別添1_要件定義書	10	3.1 機能に関する事項 表3.1-1 項番13①	質問	<p>機能要件 【該当箇所】 住所(漢字)入力時の住所(カナ)自動入力機能</p> <p>【意見】 氏名(カナ)自動入力機能も必要でしょうか。 他項目についても、漢字とカナが存在する項目のカナは原則自動入力の対象となりますでしょうか。</p>	ご認識のとおり、他項目についても、漢字とカナが存在する項目のカナは、基本的に自動入力の対象となります。具体的な対象項目は、設計工程にて確定する予定です。
46	別添1_要件定義書	11	3.3 帳票に関する事項	質問	<p>機能要件 【意見】 帳票印刷に関する要件について確認させてください。下記のような帳票印刷に関する要件は、本システムに含まれない認識で合っていますでしょうか。見積の精緻化のため、不要であることを確認させていただきたい次第です。 【本システムの必須ではない要件】 ・機構様本部職員(25名)の印刷先プリンタを本システムで管理し、機構様本部職員が本システムの帳票印刷に利用可能なプリンタを限定する ・機構様本部職員による帳票印刷を即時実行せず、任意のタイミングでまとめて印刷可能とする ・機構様本部職員による印刷実行ログに、どのプリンタで印刷を実行したかの情報を含める ・機構様本部職員のユーザー1人ずつの単位で印刷可能な帳票を個別に制御する(統計レポートの印刷を特定のユーザーに限定する、等)</p> <p>本システムにおいてこれらの要件は不要であり、印刷先プリンタの選択や印刷の実行はブラウザ標準機能等にて対応する想定です。</p>	ご認識のとおり、記載いただいている要件は不要です。本システムとしては、端末へのファイル出力までを行うことを可能とし、印刷の際は、適宜他ソフトウェアで当該ファイルを開き行うと想定しています。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
47	別添1_要件定義書	11	3.3 帳票に関する事項(3)	質問	<p>【該当箇所】 Excel形式とし、他に本システムの機能要件に適した形式が想定される場合、提案し機構の承認を得て採用すること。</p> <p>【意見】 届書の出力形式(PDF等)の要件について、代替形式を提案する余地はあるか。また、提案した場合の承認プロセスはどのようなものか。</p> <p>【意見等提出理由】 仕様書では「他に適した形式がある場合、提案し機構の承認を得て採用」とある。PDF等の代替提案が現実的に認められるかどうか、および承認までの手続きを確認したい。</p>	<p>統計レポートは、Excel形式に限定するよう記載を修正します。 なお、統計レポート以外には、全てPDF形式を想定しています。</p> <p>また、統計レポートの画面表示は表形式で表示し、データ出力ボタン押下にてExcel形式のデータをダウンロードする仕様を想定しています。 ※従って、画面表示時の形式は、PDFに限定しませんので、仕様書(画面遷移図)から、PDF形式の記載を削除します。</p>
		11	①3.3 帳票に関する事項 P11 ②画面遷移図・機構職員操作メニュー P2	質問	<p>【該当箇所】 ①③ ②G0902</p> <p>【意見】 ■統計レポートの出力形式について統計レポートについて、要件定義書ではExcel形式、画面遷移図ではPDF表示の記載があるため、仕様の整理を確認させてください。 当社理解は以下です。相違があればご指摘ください。 画面上の閲覧:結果をPDF化(または同等の形式)して表示 ダウンロード(保存):結果をExcelファイルとして出力</p> <p>【意見等提出理由】 ファイル変換が必要な機能を確定することで見積に反映させるため。</p>	
48	別添1_要件定義書	12	3.7 データに関する事項(1)	質問	<p>機能要件 【該当箇所】 届書の申請データや作成途中のデータ、被保険者データ等の個人情報を含むデータは申請者の端末へ保存すること。クラウド内にデータを保持する場合は、保持中のデータは暗号化し、一時保持領域のデータは各処理完了後に速やかに削除すること。</p> <p>【意見】 記載内容について、データベースやストレージ等で保持されるデータについては暗号化を行う前提としますが、アプリケーション処理の過程で一時的にメモリ上に展開されるデータについては、CPU 処理のため復号された状態となることが不可避となります。このようなメモリ保持中のデータについては暗号化対象外として整理して問題ないでしょうか。また、セッションデータ等を一時的に保持するためにキャッシュデータベースを利用する想定ですが、キャッシュデータベース上のデータも暗号化不要で問題ないでしょうか。</p>	<p>アプリケーション処理の過程でメモリ展開されるのは避けられないため、暗号化対象外で問題ありません。キャッシュデータベースについては、揮発性の記憶媒体である等、メモリと同等の特性であれば問題ありません。</p>
		30	4.10.3 リスクの概要と対策 表 4.10.3-1 項番2④	質問	<p>非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 「④データベースを暗号化し、パスワード設定されたアプリケーションプログラムやパスワード設定されたコマンドのみから復号可能とする。」とありますが、「データベース」の定義について確認させてください。 意図としては、添付ファイルを含む申請書データを一時的に格納するために、キャッシュデータベースを利用する構成を弊社では検討しておりますが、このようにデータを永続的に管理する前提でないキャッシュデータベース等については、暗号化の対象外としても問題ないか確認させていただきたいと考えております。</p>	
49	別添1_要件定義書	15	3.8 外部インタフェースに関する事項(5)	要望	<p>機能要件 【該当箇所】 外部システムにおいて、機能改修や更改、制度改正等で今後インタフェース変更が発生する可能性があることに留意すること。</p> <p>【意見】 具体的な変更想定があればご教示いただけますと幸いです。プロジェクト期間中のインタフェース変更は、規模感を考慮しながら機構様と協議し、必要に応じて変更契約で対応を行う想定です。</p> <p>例えば、以下の変更は予定するものと想定しております。</p> <p>健康保険組合手続のe-Gov経由への移行についてお知らせ【2026/3/5更新】 <a href="https://developer.e-gov.go.jp/contents/news/2026-01-28t1115240900_879.html">https://developer.e-gov.go.jp/contents/news/2026-01-28t1115240900_879.html</a></p>	<p>現時点で判明している「具体的な変更想定」は、仕様書に取込みます。 これ以外に契約期間中にインタフェース変更が発生した場合は、協議の上調整とします。</p>

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
50	別添1_要件定義書	17	4.1.1 情報システムの利用者の種類、特性 表 4.1.1-1 項番4	質問	<p>非機能要件:セキュリティ要件</p> <p>【該当箇所】 システムの管理及びシステムの運用に係る受託者の管理並びに運用作業承認等を行う機構本部の職員。なお、受託者の運用管理業務担当者は機構本部の運用担当職員の指示に基づき利用する。</p> <p>【意見】 機構本部の運用担当職員様の利用者特性について、記載をいただいております。本記載について、当該利用者様の業務内容、及びシステムへのアクセス方法について、以下の2点について確認をさせていただきたく存じます。</p> <p>&lt;質問内容&gt; ①業務内容として、AWS等のクラウドサービスの管理画面を操作可能な必要があると認識しましたが、相違はございませんでしょうか。なお、AWS等のクラウドサービスの管理画面にログインする場合には、ガバメントクラウドの制約上、GCAS認証によるシングルサインオンが必要となりますが、認識相違はございませんでしょうか。 ②「表4.10.2-1 権限一覧」の記載では、統計レポート作成機能やメンテナンス機能等、機構本部の業務担当職員様と同等の権限を有する記載がございますが、認識相違はございませんでしょうか。利用者特性の内容として明記されておりましたので、念のため確認をさせていただきたく存じます。</p>	<p>①機構の職員が、AWS等のクラウドサービスの管理画面を使用する想定はありません。受託者が管理画面を操作する際の、機構側の承認は、本システム内にシステム的なワークフロー導入等の予定はなく、本システム外で管理、承認等を行うことを想定しています。</p> <p>②ご認識のとおりです。</p>
51	別添1_要件定義書	20	4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 4.2.1-1 項番1	質問	<p>【該当箇所】 表 4.2.1-1 情報システムの構成に関する全体の方針</p> <p>【意見】 「アプリケーションプログラムで共有のスキーマを利用し、利用者ごとにスキーマ作成及び利用をする構成としないこと。」について、ここで記載のスキーマはDBスキーマのことを指している認識で良いか。</p> <p>【意見等提出理由】 認識相違がある場合、想定と異なるシステム構成可能性があるため。</p>	<p>ご記載のとおり、DBスキーマを指しています。</p>
52	別添1_要件定義書	20	4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 4.2.1-1 項番1	質問	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【該当箇所】 業務機能等の特性を十分に検討し、クラウドサービスプロバイダが提供するリファレンスアーキテクチャに準拠した上で、最適なサービスを採用し、システムを構築すること。</p> <p>【意見】 記載内容について、本システム要件の実現のため、リファレンスアーキテクチャーの構成から一部変更することは可能でしょうか。具体的には、セッションデータの一時保存のためのキャッシュデータベースが該当すると想定しています。</p>	<p>ガバメントクラウドでは利用に当たり、クラウドサービス構成をモダン化等の観点を中心にデジタル庁にて確認する流れとなっています。上記の中で具体的なサービス構成を提示し、デジタル庁との協議を経て決定することになるため、個別に相談が必要となります。</p>
53	別添1_要件定義書	21	4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 4.2.1-1 項番2	提案	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【該当箇所】 マイクロサービスアーキテクチャ、API、クラウドネイティブ、クラウドサービスのマネージドサービスのみによる構成等、モダン技術を前提として構築する。</p> <p>【意見】 記載内容について、モダン技術を極力採用する想定ですが、一部例外は許容されますでしょうか。具体的には、帳票ソリューションを稼働させるサーバについては、当ソリューションが定めるシステム要件から、マネージドサービスではないEC2を想定しています。EC2の採用は許容されますでしょうか。尚、弊社としては当ソリューションを採用することが、信頼性・性能の面で最適と考えています。</p>	<p>GCASガイドにも記載のとおり、ガバメントクラウド利用に当たりモダン化は必須であることから原則EC2の採用は認めない方針です。 なお、PDF作成機能については、ガバメントクラウドのリファレンスアーキテクチャにもモダンアプリケーションにおける実装例が記載されていますので適宜ご参照ください。</p> <p>・リファレンスアーキテクチャ LAWSの業務ブロック実現例 L1.9 書類出力(AWS)</p>
54	別添1_要件定義書	21	4.2.1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 4.2.1-1 項番3	質問	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【該当箇所】 マネージドサービス等、モダン技術を前提としているため、他のソフトウェアを使用する必要がある場合は機構と協議すること。</p> <p>【意見】 記載内容について、他のソフトウェアを使用する場合は提案時に明記すればよろしいでしょうか。</p>	<p>提案時に明記いただくことで、問題ありません。 なお、使用の可否については、ガイドラインに従って判断することになりますので、ソフトウェアによっては使用できない場合もありますので、ご留意ください。</p>

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
55	別添1_要件定義書	23	4.51 可用性要件 (2) ①	質問	<p>【該当箇所】 (2) 可用性に係る対策 ①</p> <p>【意見】 GビジネスIDを保有する利用者は、e-Gov/マイナポータルのいずれからでも認証し、届出申請が可能という理解です。この場合、e-Govまたはマイナポータルのいずれかで障害が発生した際は、GビジネスIDで認証するユーザーについては、利用者自身が障害が発生していない接続先を選択して利用する運用とする、という理解でよろしいでしょうか。あわせて、本システム側で障害を検知して接続先を自動切替するような機能対応は不要、という認識で相違ないか確認させていただきます。</p> <p>【意見等提出理由】 e-Gov/マイナポータルの両方から申請可能とすることで可用性を担保する想定について、念のため確認させていただきます。</p>	ご認識のとおりです。
56	別添1_要件定義書	26	4.8 中立性に関する事項 (1)~(4)	質問	<p>中立性に関する質問が3点ございます。以下機構様のご見解をご教示ください。</p> <p>1. 「特定事業者の技術に依存しないオープンな技術仕様」の解釈 要件定義書 4.8「中立性に関する事項」(1)に記載の「特定事業者の技術に依存しないオープンな技術仕様」について、ご教示ください。 本要件は、一般に公開され、広く利用されている標準技術・仕様（例：REST API、HTTPS、JSON、OAuth 等）に基づく外部インターフェース仕様が公開・引継ぎ可能であることをもって充足されるか。 あるいは、システム内部の処理ロジック、アルゴリズム、データベース設計等も含め、内部実装レベルまで開示または譲渡可能であることを求めるか。</p> <p>2. ブラックボックスとして許容される範囲 ①以下の要素を、非公開(ブラックボックス)とする構成が要件定義書 4.8(1)~(4)の趣旨に照らし、許容されるかご回答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部の業務ロジック(申請制御、判定・チェックロジック等)</li> <li>・ データベースの物理構成および性能最適化に関する設計</li> <li>・ 内部処理アルゴリズムや実装ノウハウ</li> </ul> <p>②以下の実施にて、中立性・引継ぎ性・移行性の要件を満たすと判断可能か、ご回答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部インターフェース(API 等)の仕様書の開示</li> <li>・ データ入出力仕様およびデータ構造定義の明示</li> <li>・ 他事業者による運用・保守・更改を可能とする設計書・手順書等の提供</li> </ul> <p>3. 著作権譲渡との関係 「4.8 中立性に関する事項(1)~(4)」の要件を満たす構成である場合、システム内部の一部がブラックボックスとして非公開であっても、「要件定義書に定める中立性・引継ぎ性・移行性を満たす」「著作権譲渡の検討対象となり得る」との理解で相違ないか、ご回答ください。</p>	原則としては内部実装レベルまで公開されている必要があります。ただし、デファクトスタンダードとして広く利用されている製品群については、供給を行う事業者において競争性が確保されるものであれば、内部仕様が公開されていなくても許容する場合があります。
57	別添1_要件定義書	26	4.8 中立性に関する事項 (1)	質問	<p>【意見】 中立性要件における「市場で広く利用されている製品群」の判断基準は何か。パッケージ製品・クラウドSaaSの活用は認められるか。</p> <p>【意見等提出理由】 「広く利用されている」の具体的判断基準(シェア・ユーザー数・公的認証等)を確認する必要がある。</p>	シェア数等の定量的な基準はございませんが、特定の事業者が独占しておらず、他事業者でも利用可能かどうかといった観点でご確認ください。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
58	別添1_要件定義書	28	4.10.2 権限要件 表4.10.2-1	質問	<p>非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 機構本部の業務担当職員様について、統計レポート作成機能やメンテナンス機能等、申請者と異なる権限が必要と理解いたしました。本要件を実現するため、ユーザ認証について質問がございますので、以下で確認させていただきたく存じます。</p> <p>&lt;質問内容&gt; 機構本部の業務担当職員の認証方法について、想定がございましたらご教示いただけますと幸いです。なお、弊社としては、ID及びパスワードをシステム内で保持して、システム内で認証を行う方式、及び外部IdPを利用して認証を行う方式の2パターンを考えております。前者の場合はID情報及びパスワードを、後者の場合においてもシステム側で該当の権限を付与すべきユーザであるかどうかを判別するためのID情報等の、マスターデータがシステム内に必要となります。この場合、機構本部の職員様に紐づく情報をAWS上に保管することになりますので、許容されるかどうか確認させていただきたく存じます。</p>	統計レポート作成機能、メンテナンス機能に用いるID・PW等の情報は、年金個人情報に該当しないため、AWS上に保管・管理しても問題ありません。
59	別添1_要件定義書	28	4.10.2 権限要件 表4.10.2-1	質問	<p>機能要件 【意見】 参照はどのような範囲まで機能を利用できるのでしょうか。各機能毎にご教示いただけますと幸いです。例えば、「申請者・事業所情報取込・作成」は申請者と同等に使用しても問題ないと思いますが、何が申請者と異なるのかイメージができませんでした。また、「申請状況照会」は、届書の情報は何も表示されない認識のため、参照のみができるとして、どのような目的で利用するのでしょうか。</p>	「△:参照」は、機構本部の業務担当職員が実画面を確認できる意図の表記でした、従って申請者と同様のアカウントで実画面を確認する想定で、システム的な対応は不要です。認識そごが起きないよう、「△:参照」は削除します。
60	別添1_要件定義書	30	4.10.3 リスクの概要と対策 表 4.10.3-1 項番2⑤	質問	<p>機能要件 【該当箇所】 アプリケーションプログラムに読込むデータの正当性を日付等で確認する機能を盛り込みデータ読み込み誤りを防止する。</p> <p>【意見】 上記について、どのような機能を想定されておりますでしょうか。例えば、以下のような特定項目に○年以上前の日付を入力した場合にワーニングを表示するといった内容でしょうか。</p> <p>届書作成プログラムの更新(ver33.00) <a href="https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/oshirase/zenpan/20260302.html">https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/oshirase/zenpan/20260302.html</a> 「元号欄」のチェックの強化等 ・資格取得年月日などの事実発生年月日を入力する項目について、1年以上前の日付を入力された場合の警告メッセージを追加しました。</p>	情報の削除・破壊を防ぐ対策として、読込むデータの正当性を確認する機能を想定しています。
61	別添1_要件定義書	30	4.10.3 リスクの概要と対策 表 4.10.3-1 項番2④	要望	<p>非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 「④データベースを暗号化し、パスワード設定されたアプリケーションプログラムやパスワード設定されたコマンドのみから復号可能とする。」とありますが、利用するクラウドサービスによっては、アプリケーションが明示的に復号化を行うのではなく、クラウドサービス側で自動的に暗号化・復号化を行います。アプリケーションやコマンドから復号を行うわけではないため、許容されるのであれば記載についてご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>例:「④データベースを暗号化し、パスワード設定されたアプリケーションプログラムやコマンド、クラウドサービス等のシステムからの実行でのみ復号を可能とする。」</p>	記載いただいた例を参考に、修正します。
62	別添1_要件定義書	31	4.10.3 リスクの概要と対策 表 4.10.3-1 項番4③	要望	<p>非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 「③機構職員、運用職員、受託者等の操作情報を処理結果リストやログ等で取得し、上長の承認を受ける手順とする。」とありますが、どの機能(クラウド運用画面を含む)を利用した際に本運用が発生するのか明確化するとともに、承認作業を本システム内で実施するか否かも含めた、承認フロー及び運用タイミング(定次で確認/利用時に都度実施)について明確に記載いただけますようお願いいたします。</p> <p>例:機構本部の運用担当職員、機構本部の業務担当職員、及び受託者が、本システムの保守機能及びクラウド運用画面での操作を行った内容について、処理結果リストやログ等で表示し、月次で上長もしくは承認担当の機構職員(受託者の操作内容の承認のみ)に提出し、承認を受ける手順とする。</p>	承認作業を本システム内で実施する想定はありません。操作情報を処理結果リストやログ等で取得する手順の詳細は、設計工程にて機構と協議いただくようお願いします。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
63	別添1_要件定義書	32	4.10.3 リスクの概要と対策 表 4.10.3-1 項番7④	要望	非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 「④ストレージへのアクセス制御を実施し、定期的に認証情報の更新を行う。」とありますが、ガバメントクラウドにおいて、選定先のクラウドサービスによっては、リソースアクセスに利用する認証情報は一時的に付与する方式となるため、その場合は認証情報の定期更新は不要となります。この方式でもセキュリティ的に問題はない認識ですので、許容されるような記載となるようご検討いただけますでしょうか。  例:「④ストレージへのアクセス制御を実施し、定期的な認証情報の更新もしくは一時認証を使用し、長期的に認証情報を保持しないよう制御を行う。」	記載いただいた例を参考に、修正します。
64	別添1_要件定義書	37	4.10.4 情報セキュリティ対策要件 (2)②	質問	非機能要件:セキュリティ要件 【意見】 「管理者アカウントにアクセスできなかった場合の復旧手段を確保すること。」とありますが、「管理者アカウント」の定義について確認させていただきたく存じます。 AWS等のクラウドサービスを操作する上での、システム管理者について記載いただいている認識ですが、相違はございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。クラウドサービス設定変更等を可能なアカウントを想定しています。
65	別添1_要件定義書	41	4.11.3 クラウドサービスの構成	提案	【意見】 「サーバ、ストレージは受託者にて選定」:スペック/冗長/構成方針/スケール方式/性能根拠/コスト上限が未提示で、入札段階での前提で揃わないことが懸念されます。 「ネットワーク、OSの各種設定」:標準(CIS、デジタル庁標準テンプレ等)、ハードニング基準、パッチ方針、IaC必須範囲が明示されていないため、入札段階での前提で揃わないことが懸念されます。  最低限、以下を「クラウド方式・構成方針(別紙)」として固定または提示いただき、提案の土台を揃えることを提案します。  ・想定ピーク(同時アクセス数、トラフィック、データ量、外部API呼出頻度等)と、性能要件の達成範囲(例:どの画面/APIを3秒要件に含むか) ・冗長化の最低要件(例:マルチAZ必須、SPOF禁止、単一故障時の縮退運転許容範囲) ・スケール方針(水平スケールを原則、オートスケール閾値の設計・測定方法、上限/下限) ・ストレージ/バックアップ(暗号化、世代、保持期間、復旧目標、保管場所の要件) ・コストの考え方(例:月額上限の設定有無、ピーク想定に基づく概算上限、コスト最適化方針)	ご提案いただいた内容は、本公告時に開示予定の「総合評価基準」に取込むことを検討します。
66	別添1_要件定義書	41	4.11.1 環境種別の定義 表 4.11.1-1	質問	非機能要件:システムアーキテクチャ 【意見】 開発環境はガバメントクラウド外に用意することは許容されますでしょうか。また、開発環境は構築期間のみ利用する記載内容となっておりますが、運用保守フェーズにおいても、ガバメントクラウド外に開発環境を用意することは問題無いでしょうか。また、開発環境でアプリケーションのソース管理を行い、適宜ガバメントクラウド上にソースをコピーすることは問題無いでしょうか。	開発環境は受託者にて準備いただくことを想定していますので、ガバメントクラウド外の構築で問題ありません。その他ご質問についても問題ありません。
67	別添1_要件定義書	41	4.11.1 環境種別の定義 表 4.11.1-1	質問	非機能要件:システムアーキテクチャ 【意見】 ガバメントクラウド上に本番環境、稼働維持環境とは別にCI/CDパイプライン環境を用意する想定ですが問題無いでしょうか。CI/CDパイプライン環境はリファレンスアーキテクチャに準拠した環境となります。	ガバメントクラウドの利用手続に準拠しているのであれば問題ありません。
68	別添1_要件定義書	43	4.11.3 クラウドサービスの構成	要望	【該当箇所】 (2)④同一クラウドサービス内における本システム以外への攻撃により、本システムが影響を受けないこと。  【意見】 クラウドではマルチテナントを保証しているため、本システム以外の利用者責任範囲への攻撃がなされたとしても原則本システムへの影響はありません。ただし、クラウド事業者の責任範囲への攻撃まで想定した場合、攻撃内容と攻撃対象が明示されていないことから、影響がないことを証明することが困難です。よって、当該記載を削除いただくか、記載内容を改めていただきたい。  【意見等提出理由】 要件を満たすことができない可能性があるため。	記載いただいているとおり、クラウドサービス事業者の責任範囲については、受託者ではなくガバメントクラウドの責任範囲となりますので、仕様書の記載を見直します。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
69	別添1_要件定義書	43	4.11.4 ソフトウェアの構成 (2)③	質問	<p>【該当箇所】 ③同規模程度のシステムでの導入実績があること。</p> <p>【意見】 「同規模程度のシステムでの導入実績」の規模定義(ユーザー数・トランザクション数等)および求められる実績水準を具体的に教えていただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 貴機構の利用規模(月間最大4,400万件)に匹敵する実績が必須か、または近似値で認められるかを確認したい。</p>	規模定義の情報は、「別添1_別紙16_業務処理量」を参照ください。なお、機構の利用規模に匹敵する実績は必須ではありません。対象ソフトウェア特性に応じてご検討ください。
70	別添1_要件定義書	43	4.11.4 ソフトウェアの構成 (2)⑤	質問	<p>【該当箇所】 導入するソフトウェアは、標準化団体(ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC等)が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。</p> <p>【意見】 「標準化団体が規定する業界標準への準拠」について、具体的に対象とする標準規格の範囲を教えてください。</p> <p>【意見等提出理由】 対象範囲が広く、準拠コストに大きく影響する。特にセキュリティ(ISO27001等)・アクセシビリティ(JIS X 8341-3等)・通信(TLS等)について確認したい。</p>	導入するソフトウェアによって、標準規格が異なるため、具体的な範囲を全て回答することは困難です。提案時に記載された「導入するソフトウェア」を確認の上、準拠状況を判断いたします。
71	別添1_要件定義書	44	①4.11.5 クライアントの構成 P44 ②表3.1-1 システム機能要件 P9	質問	<p>【意見】 ①「アプリケーションプログラムはレスポンシブデザインで構築する等、作業効率及び費用を考慮の上、利用デバイスによらない仕様とすること。」 ②「機構LAN環境(インターネット利用不可)で利用可能なモック画面(パソコン用とスマートフォン用の二通り)を作成する。」</p> <p>①では、レスポンシブデザインを推奨する記載がある一方で、②ではパソコン用とスマートフォン用で画面を分けて作成するという記載があります。両者は相反する考え方になるため(または誤認する可能性がある)、記載内容を統一または意図をご教示いただきたい。</p> <p>【意見等提出理由】 見積、工期に影響がある可能性があるため。</p>	意図としては、画面を分けて作成する場合を考慮して記載していますが、利用デバイスによらない仕様とするため、画面を分けずに共通的な画面としても問題ありません。また、スマートフォン用の画面確認は、受託業者側で用意した端末を利用して行うと想定していますので、効率的な画面確認の工夫をお願いします。
72	別添1_要件定義書	45	4.11.6 ネットワークの構成	要望	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【該当箇所】 インターネットに接続する公開用回線は、性能要件を満たした上で、必要な帯域を適切かつ具体的な根拠に基づいて算出し、以下のいずれかの帯域以上とすること。 ・帯域は 100Mbps 以上の占有領域かつ共有領域 1Gbps 以上 ・機構が認めた上記と同程度以上の帯域</p> <p>【意見】 調達仕様書 P7「図3-2 責任分界点の全体像」にも記載がありますが、ネットワーク基盤としてはクラウドサービスプロバイダの責任範囲であり、受託者としてはスコープ外の認識です。必要に応じて記載の修正をお願いします。ただし、AWS上のサービスでインターネットから接続された通信の帯域制限を行う場合においては、本要件を満たすように受託者で設計を行う必要がある認識です。</p>	ご理解のとおりです。回線に係る設定等を受託者が行う場合を想定しています。
73	別添1_要件定義書	45	4.11.6 ネットワークの構成 図 4.11.6-1	要望	<p>非機能要件:システムアーキテクチャ</p> <p>【意見】 図4.11.6-1「ネットワーク構成図」において、本システムとe-Gov/マイナポータル間API間のネットワークが「ガバメントクラウド内接続ネットワーク」と記載されています。しかし、両API提供元へ確認したところ、いずれもインターネット経由での利用を前提としており、閉域網からのAPI通信は不可との回答でしたので、本記載の内容についてご確認いただきたく存じます。 機構様でもAPI提供元にご確認をいただき、内容のご判断をいただけましたら、本通信がインターネット経由と読み取れるように記載いただくようご検討頂ければ幸いです。 インターネットを経由せず、閉域網のAPI通信が可能な場合、参考情報をご共有いただけますと幸いです。</p>	本システムからe-Gov/マイナポータルへの接続をインターネットにするよう仕様書を修正します。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
74	別添1_要件定義書	47	4.12.2 テストの目的、内容 ④	質問	<p>【意見】 ■ 現行システムのドキュメント引継ぎについてe-Gov等の外部連携に関して、現行システムでの連携・試験に関するドキュメント(注意事項、過去の障害/制約、試験データ等)が存在する場合、いつどの範囲で提供可能でしょうか。また、現行仕様に関するQAを行う要員/窓口が用意されているかも併せてご教示ください。</p> <p>【意見等提出理由】 外部連携部分については現行システムとの連携・試験が参考になり、引継ぎ有無によって見積に影響するため。</p>	現行システムでの連携・試験に関するドキュメントを提供する予定はありません。提供予定の資料は、「別紙10_閲覧資料一覧」に記載のとおりです。また、現行仕様に関するQAを行う要員/窓口の用意に関しても、現時点で想定はありません。
75	別添1_要件定義書	47	4.12.2 テストの目的、内容 ③	質問	<p>非機能要件:セキュリティ要件 【該当箇所】 ネットワーク診断は、システムの外側からのリモート診断を実施し、外部との接続全て及びネットワーク内に侵入された際の内部の各サーバのセキュリティ対策を確認すること。</p> <p>【意見】 記載内容について、内部の各サーバのセキュリティ対策確認は、リモート診断にてネットワーク内に侵入して確認する想定でしょうか。もしくはネットワーク内侵入はせずに別途各サーバの設定確認をすることで代替可能でしょうか。また、侵入して確認する範囲は本システム内が対象の認識で合っていますでしょうか。</p>	各サーバの設定確認が設計書ではなく、実機の設定確認であれば代替可能となります。なお、確認範囲は本システム内となります。
76	別添1_要件定義書	47	4.12.2 テストの目的、内容 ④ 4.12.3 テスト環境	質問	<p>【意見】 プロジェクト前提-開発方針・スケジュール・調達範囲 等- 外部連携テストについて、以下2点確認させてください。</p> <p>1. 本システム外に必要なテスト環境準備作業 受託者側の環境準備としては e-Gov/マイナポータルAPI 接続準備のみを想定しています。外部システム側の準備作業は受託者作業対象外の想定ですが、他に受託者側に必要な準備作業があればご教示ください。</p> <p>2. テスト範囲 ＜健康保険組合への対応 の場合＞全ての健康保険組合それぞれと個別接続確認を行う前提ではなく、機構様側でサンプリング(多くても5件程度の想定)のうえ、テスト対象の組合にテスト協力を依頼いただける認識で合っていますでしょうか。テスト対象は以下を想定しておりますが、認識合っていますでしょうか。 - 紙帳票提出、CD/DVDIによるファイル提出、e-Gov APIによる電子申請 ＜厚生年金基金への対応 の場合＞機構様側でサンプリング(1-3件程度)のうえ、テスト対象の基金にテスト協力を依頼いただける認識で合っていますでしょうか。テスト対象は以下を想定しておりますが、認識合っていますでしょうか。 - 紙帳票提出、CD/DVDIによるファイル提出 ＜オンライン事業所年金情報サービス/記録管理システム/経過管理・電子決済サブシステム/電子申請システムへの対応 の場合＞外部システム側の操作や結果の表示 等の外部システム側で確認しなければならない事象については、それぞれのシステムを管轄する外部ベンダーにて確認する認識でよろしいでしょうか。テストについて外部システム側との棲み分けが機構様内で方針等が定まっているのであれば、そちらについてお聞きできればと考えております。</p>	<p>1. 本システム外に必要なテスト環境準備作業 受託者側に必要な準備作業は「4.12.3 テスト環境」記載のとおりとなります。</p> <p>2. テスト範囲 外部システムとの調整は機構経由で受託者が実施すると想定しています。基本的にはご認識のとおりですが、最終的なテスト範囲及び詳細な実施内容は、テスト計画策定時に機構と協議いただくようお願いいたします。</p>
77	別添1_要件定義書	48	4.12.4 テストデータ	要望	<p>【該当箇所】 可能な限り本番環境に近い複製データを使用</p> <p>【意見】 本番環境に近い複製データの利用が求められる一方で、受託者側では個人情報を取り扱えない想定です。そのため、可能な限り本番環境に近い複製データを作成するには、機構側で本番データに匿名化・マスキング等の処理を施した疑似データをご用意・ご提供いただく必要があると考えています。機構にて、このような対応は可能でしょうか。</p> <p>【意見等提出理由】 匿名加工の疑似データ提供可否について確認させて頂きたいため。</p>	テスト目的を達成できるのであれば、手動で作成したデータでも問題ありません。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
78	別添1_要件定義書	49	4.12.5 補足 ②	質問	<p>設計・開発 【該当箇所】 機構ではインターネット環境の利用に制限があるため、受入テストを行うための端末及び環境は受託者にて準備すること。なお、実施場所は原則機構とするが、端末の準備が困難な場合は、実施場所について機構と協議すること。</p> <p>【意見】 受入テスト時に機構様にて利用する「端末」について、当社としては以下3つパターンを想定しております。 機構様として現時点でのご想定があればご教示頂けますと幸いです。 ①買い切り方式 ②リース方式:リースの場合、受入テスト期間だけとの認識ですが、認識齟齬あれば「リース期間」についてご教示頂ければ幸いです。 ③受託者側で使用している端末を受入テスト時のみ貸し出す方式(機構様に納品するのではなく、あくまで受託者側の資産を一定期間のみ貸し出す形式)</p> <p>設計・開発 【該当箇所】 機構ではインターネット環境の利用に制限があるため、受入テストを行うための端末及び環境は受託者にて準備すること。なお、実施場所は原則機構とするが、端末の準備が困難な場合は、実施場所について機構と協議すること。</p> <p>【意見】 記載内容について、受入テストのために準備すべき端末台数をご教示ください。</p>	「③受託者側で使用している端末を受入テスト時のみ貸し出す方式」で可能です。 受託者が準備している端末(スマホ含む)を、必要な時に機構が借りる想定です。また、必要台数は、5から10台程度と想定しています。
79	別添1_要件定義書	54	4.16.1 運転 管理・監視 等要件	質問	<p>運用 【意見】 本番環境では24時間365日の対応が求められる、「システム運用監視業務」の業務内容について、念のため確認させていただきます。</p> <p>まず第一に、「(2)運用監視」に記載のように、障害・インシデント等の異常を監視・検知することが求められていると認識しております。また、「(4)緊急時の対応 ②障害発生時」に記載があるように、オンラインサービス時間中の障害発生時には特段時間の指定なく対応が求められていることから、こちらについても「システム運用監視業務」に含まれ、休日や夜間も含めた24時間365日で、期限内の障害発生連絡(30分以内)や障害分析結果の一次回答(2時間以内)等が必要となる認識で相違ございませんでしょうか。</p> <p>上記の認識で間違いのないようでしたら、受託者としても休日や夜間も含めた24時間365日の体制構築する必要がございますので、念のため確認をさせていただきます。</p>	「システム運用監視業務」の業務内容は、「(2)運用監視」に記載のとおり、障害・インシデント等の異常を監視・検知し、機構に報告するまでとなります。 従って、「(4)緊急時の対応 ②障害発生時」は、「システム運用監視業務」の業務内容には含まれません。 「(4)緊急時の対応 ②障害発生時」は、報告を受けた機構が判断し、対応依頼を行うものとなるため、常に24時間365日の体制を構築する必要はない「運用管理業務」となります。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
80	別添1_要件定義書	54	4.16.1 運転管理・監視等要件	質問	<p>【該当箇所】 表 4.16.1-1 運用対応時間帯</p> <p>【意見】 問合せ受付業務(ヘルプデスク業務)の対応事業者が受託者になっていますが、この問合せ受付業務はどなたからの問合せを受け付けるのでしょうか。</p> <p>【意見等提出理由】 問合者が、エンドユーザーや貴機構によっては、問合せ内容や件数に違いがあり、見積に影響するため。</p>	機構職員からの電話による問合せに対応するものになります。このため、本システムの仕様には精通した方を配置していただく必要があります。なお、稼働当初は、それなりに問合せがあると思いますが、安定稼働後は、1日平均十数件程度と見込んでいます。
			表 4.16.1-1	質問	<p>運用</p> <p>【意見】 業務環境の制約については、ヘルプデスクにも適用されますでしょうか？ 例えば、集約することでコストメリットがでるため、多くのお客様では、シェア型でのコスト最適化をご希望の場合もございますが、そのような形は許容されないでしょうか？ 現状の要件を拝見する限り、機構からの問合せに対応する専任の方を用意することで要件を満たすことになるかと考えておりますが、機構様にコスト負荷がかかることを懸念する為確認させていただきます。</p>	
		57	4.16.3 運用サポート業務(1)	質問	<p>運用</p> <p>【意見】 機構様から受託者ヘルプデスクへの連絡方法は電話を想定しておりますが、その他でメール等も想定されておりましたら、連絡方法についてご教示頂けますと幸いです。</p> <p>電話を受付する体制を組成すればよいか、それとも別の連絡方法もある場合にはそちらにも対応できるように機器の準備等実施予定ですので、機構からヘルプデスクへの連絡方法についてご教示頂けますと幸いです。</p>	
				要望	<p>運用</p> <p>【意見】 機構様から受託者ヘルプデスク向けの問合せ件数/月について、現状どれだけの件数の問合せを想定すればよいか、ご教示頂けますでしょうか？</p> <p>問合せ媒体が複数になる場合には(電話かメールか等)、それぞれで分けてご教示頂けますと幸いです。回答例: 電話_月●●件 / メール_月△△件</p> <p>ヘルプデスクの体制(人数)を検討するための参考情報としてお伺いしております。</p>	
				要望	<p>運用</p> <p>【意見】 機構様から受託者ヘルプデスク宛てに、同時にどの程度のお問い合わせが発生する見込みでしょうか。可能でしたら、単位時間あたり(例: 1分あたり)の同時お問い合わせ件数の想定(目安)をご教示いただけますと幸いです。※1分あたりに限らず、貴機構内で想定している基準(例: ピーク時〇件/時間等)がございましたら、あわせてご共有ください。</p> <p>なお、同時お問い合わせが多い場合は、受託者側での対応要員を増員する必要があるため、ヘルプデスクに配置する人数を検討するための参考情報としてお伺いしております。</p>	
81	別添1_要件定義書	55	4.16.1 運転管理・監視等要件(3)	質問	<p>非機能要件: セキュリティ要件</p> <p>【該当箇所】 監視記録の保存期間について、「監視対象の監視記録は運用期間中保存する。」と記載がございます。</p> <p>【意見】 「運用期間中」の定義については、こちらは本調達における運用管理業務の契約期間である、「令和10年4月1日から令和12年3月31日まで」となる認識ですが相違はございませんでしょうか。上記で相違ないようでしたら、監視記録については最低3年間保管するよう、設計を行う想定ですので、確認をさせていただければと存じます。</p>	ご認識のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
82	別添1_要件定義書	55	4.16.1 運転管理・監視等要件(4) ①	質問	運用 【該当箇所】 「業務運用時間外(休日・夜間)のインシデント発生時においても、業務的・対外的に必要なレベルであることを理解し、可能な範囲で速やかに対応すること。なお、兆候は検知したもののセキュリティインシデントに非該当となった場合は、調査等の確認作業は業務運用時間帯に実施することも可能とする。」とございます。 【意見】 上記の「業務運用時間」については、「別紙18 サービスレベル一覧 項番1-4 運用管理業務のサービス提供時間」の時間帯と同一の、営業日の8:30～18:00となる認識ですが相違はございませんでしょうか。 #「別紙18 サービスレベル一覧 項番1-4」の記載内容原則として営業日の8:30～18:00但し、障害発生等に伴い深夜・休日に作業が発生する場合は、必要に応じて対応すること	ご認識のとおりです。
83	別添1_要件定義書	57	4.16.2 データ管理要件(5)	質問	運用 【意見】 「サーバへのアクセスログ、セキュリティログ等については、3年以上保管すること。」とありますが、保管期間である“3年以上”について、機構様としては“最低3年保管する”という意図で間違いはございませんでしょうか。監査等の観点から明確に必要な保管期間があれば、事前に確認させていただきたく存じます。	ご認識のとおりです。
84	別添1_要件定義書	57	4.16.3 運用サポート業務(1)	要望	運用 【意見】 問合せ内容の「必要なデータの取得」とは、どういったことかを具体的にご教示頂ければ幸いです。 「必要なデータの取得」に関する問合せが、どういったケースで発生するかも合わせてご教示頂けますと幸いです。	「必要なデータの取得」とは、利用者の操作ログ、操作結果のデータなど、多岐にわたるデータを取得していただくことを想定しています。
85	別添1_要件定義書	57	4.16.3 運用サポート業務(1)	要望	運用 【意見】 必要なデータの取得「等」とございますが、問合せ内容の「等」に含まれる問合せ例をいくつかご教示いただけますでしょうか。	「等」に関しては、「本システムの提供機能に関する問合せ」「本システムの操作方法等に関する問合せ」「必要なデータの取得」以外の「機構からの問合せ」全般を表します。
86	別添1_要件定義書	60	4.17.1 アプリケーションプログラムの保守要件(1)	質問	非機能要件:セキュリティ要件 【該当箇所】 ソフトウェア製品に関する脆弱性情報のうち、本システムに重大な影響を及ぼすものについては、その脆弱性情報が公表された日から2営業日以内に機構へ概要を報告すること。 【意見】 記載内容について、重大な影響を及ぼす脆弱性の定義はありますでしょうか。(CVSS 9.0以上等)	明確な定義はございませんが、情報漏えいやサービス稼働に影響を及ぼす懸念があるか等を一つの目安としてご認識ください。
87	別添1_要件定義書	61	4.17.1 アプリケーションプログラムの保守要件(7)	質問	成果物 【意見】 「最新のモック画面を適宜納品すること」とありますが、機構様へ対象ファイルを納品するのみであり、年金事務所・事務センター様への展開は本調達の対象外の認識で相違ないでしょうか。 調達対象内の場合、年金事務所・事務センター様へ展開する運用イメージについても機構様にて想定がある場合はご教示いただけますと幸いです。なお、弊社では以下の運用が考えられると現在想定しております。・年金事務所・事務センター様へファイルの配布もしくは公開が可能なシステムの運用事業者様と連携し、モック画面ファイルの展開を行う。・年金事務所・事務センター様がアクセス可能な機構LAN内にモック画面公開用のサーバを構築し、適宜更新を行う。	ご認識のとおりです。
88	別添1_要件定義書	-	-	質問	機能要件 【意見】 現行の届書作成プログラムについて、UI/UXに関する課題一覧をご提示いただくことは可能でしょうか。UI/UXに関する課題を明確にすることで、プロトタイプ開発での検討事項を明確にしたいためとなります。 要件定義資料では、以下のような現行からの変更を確認できますが、それぞれ現行課題への対応と認識しております。 ・健康保険組合/厚生年金基金の登録方法を、事業所情報内のみに統合している点(現行では個別に登録も可能) ・届書選択の前に新たな選択画面を追加し、一覧をタブ表示にしている点(現行では選択画面は無い。現行よりひと手間多い) ・届書情報一覧入力で事業所をセレクトボックスで絞るようになっていない点(現行では絞り込みはなく事業所が一覧で表示されて一括編集可能)など	契約後に、機構が把握しているUI/UXに関する課題一覧を、参考情報として提示することを予定しています。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
89	別添1_要件定義書	—	要件定義書全般・セキュリティ要件(設計前提確認)	質問	<p>【意見】 申請データおよびログデータのサーバ側保持ポリシーについて確認したい。(保存の可否・保存対象の範囲・保持期間・個人情報の取り扱い)</p> <p>【意見等提出理由】 仕様書からは申請者データをサーバ側に恒常保存しない(クライアント保存型)仕様である認識ではあるが、具体的な定義を確認したい。統計レポート生成に必要なログデータの保持範囲・期間についても設計の根拠として早期確認が必要。</p>	申請データについては個人情報等を含んでいる認識のため、クラウド環境では一時的な保持のみ可能となります。保持期間についてはアプリケーション設計次第となるため現時点で具体的な期間指定はございませんが、必要最低限となるようご検討ください。ログデータについても、個人情報等を含んでいる場合は同様となりますが、一部情報をマスキングする等の措置も想定しています。なお、統計レポートでは個人情報等を含まない想定ですので上記には該当しないものと想定しています。
90	別添1_要件定義書 別添1_別紙4_画面遷移図	54	3.1 機能に関する事項 P54 画面遷移図 P3	質問	<p>【該当箇所】 表3.1-1 システム機能要件 項番1 ユーザ認証 G0103 接続先システム選択</p> <p>【意見】 機能要件では「GビズIDでユーザ認証後、e-Govに接続し、e-GovのAPI認証を利用する」と記載されています。一方、画面遷移図では接続先として「e-Gov」または「マイナポータル」を選択可能となっています。本件について、どちらの仕様を正とすべきかご教示ください(画面遷移図の仕様が正と想定しています)。</p> <p>【意見等提出理由】 GビズIDの接続先選択仕様を明確化したいため。</p>	記載いただいたとおり、画面遷移図の仕様が正となりますので、機能要件を修正します。

※ 区分欄には、「質問」「提案」「要望」の別を記すこと。

※ 「仕様書の該当箇所」順に並べ替えること。ただし、同一回答となるものは意見等内容を並べて記載する。